



# 欧州銀行同盟の進捗状況

## —— ユーロ危機の解決策となるか？ ——

山口 綾子

### 1. 銀行同盟とは

銀行同盟とは、①統一された銀行健全性規制、②単一の銀行監督機関、③統一された銀行破綻処理制度、④ハーモナイズされた預金保険制度

の4本柱によって、現状では国ごとに異なる欧州の銀行セクターの規制・監督制度を統一化しようとするものである。こうした動きは、バーゼル銀行監督委員会やG20で議論されている新しい金融規制の国際的な流れと一貫している。

欧州銀行同盟を巡る動き

|            |  |            |   |
|------------|--|------------|---|
| 2012/5/30  | 欧州委員会が銀行同盟を提唱。   | 2012/12/14 | 欧州理事会合意：SSMが実効的に監督を行うには、適切な権限と手段を備えた単一銀行破綻処理制度が必要。欧州委員会はSSMに参加する国の単一銀行破綻処理制度に関する提案を2013年中に提出。 |
| 2012/6/6   | 欧州委員会「銀行再生・破綻処理指令（BRRD）」案を提案。  | 2013/3/19  | EU理事会、欧州委員会と欧州議会がSSM法案について合意。   |
| 2012/6/26  | 欧州理事会ファンロンバイ常任議長「真の通貨同盟に向けて」と題する提案で銀行監督の統一、共通の預金保険および破綻処理制度が必要と言及。   | 2013/6/20  | ユーロ圏財務相会議（ユーログループ）、ESMによる銀行への直接資本注入について合意。上限金額は600億ユーロ、遡及適用（Legacy Assets）についてはケースバイケースで対応。   |
| 2012/6/29  | ユーロ圏首脳会合において、単一の銀行監督制度が確立した後、欧州安定メカニズム（ESM）から銀行への直接資本注入を認めること、欧州委員会の提案を待ち、2012年までに単一監督制度を確立することに合意。欧州理事会声明でユーロ圏首脳会合の決定を支持。 | 2013/6/27  | ECOFIN、BRRD案に関する検討方針について、ペイルインにおける優先順位や各国の裁量権の範囲等で合意。   |
| 2012/9/12  | 欧州委員会が単一銀行監督制度（SSM）導入を提案：単一の銀行監督制度の導入に関する欧州連合（EU）理事会規則、欧州銀行監督機構（EBA）を規定する欧州議会およびEU理事会規則の改正の提案。                             | 2013/7/10  | 欧州委員会、単一破綻処理制度（SRM）提案を公表。   |
| 2012/10/18 | 欧州理事会声明で単一の銀行監督制度の導入のスケジュールを合意（2013年1月1日までに監督の枠組みについて合意、2013年中に導入）。  | 2013/7/17  | 必要資本指令および規則（CRDIV/CRR）発効。   |
| 2012/12/5  | 欧州理事会、欧州委員会、欧州中央銀行（ECB）、ユーロ圏財務相会合の各トップが連名で「真の経済通貨同盟に向けて」公表。経済通貨同盟の深化に向けた行程表を提示。  | 2013/9/12  | 欧州議会銀行同盟関係法案議決。   |
| 2012/12/13 | EU経済・財務相理事会（ECOFIN）、SSM法案について合意。ECBによる監督開始は2014/3または規制の発効から12カ月後のいずれか遅い方の日付。   | 2013/10/23 | 欧州中央銀行（ECB）包括査定の詳細発表。査定作業開始。  |
|            |  | 2014/10    | ECB包括査定結果を公表（予定）。   |
|            |  | 2014年2Q    | EBAによるストレステスト実施（全EU対象）（予定）  |
|            |  | 2014/11    | ECBによる単一銀行監督制度実施（予定）<br>ESMによる銀行への直接資本注入解禁（予定）  |

(注) アミ部分は原稿作成時点での予定。  
(資料) 欧州委員会資料などにより作成。

山口 綾子：公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部 上席研究員

## 2. 銀行同盟提案の背景：

当面の危機への対応（「金融」と「財政」の悪循環をいかに断ち切るか）と中期的なユーロ体制の安定化（先行した通貨統合を安定的に運営するための金融統合の推進）が狙い

欧州委員会は銀行同盟提案の目的として、①金融危機と財政危機の悪循環を断ち切る、②金融セクターの信認を回復する、③納税者負担を軽減する——をあげている。

ユーロ危機の深刻化に伴い、ユーロ圏国債を保有する銀行の経営悪化と、その救済のための財政による資本注入が財政の悪化を呼び、国債価格が下落、さらに銀行のバランスシートを劣化させるという「金融」と「財政」の悪循環をいかに断ち切るかが重要な課題となってきた。問題国の銀行は資金調達への制約から、貸出能力が大きく削がれ、このことは欧州中央銀行（ECB）による単一金融政策が、ユーロ圏全体に十分に影響を与えられないことを意味した。スペインの銀行の経営悪化が深刻化するなかで、「金融」と「財政」の悪循環を断ち切るために、欧州共通の救済ファンドである欧州安定メカニズム（ESM：European Stability Mechanism）の資金を銀行に直接資本注入できるようにすべきとの議論が高まった。現行システムでもESMの資金を銀行への資本注入に使うことは可能であるが、その資金はあくまで政府に対して貸し付けられる。このため、銀行の資本強化のためESMから資金融通を受けると同時に政府債務が増加して、金融と財政の悪循環のもととなる。

現在のEUの銀行監督システム下では、銀行免許は各国レベルで付与されるが、一カ国で免許を得た銀行は他の加盟国でも自由に業務を行うことができる。銀行業務が多国間にまたがるなかで、一行の経営悪化は、複数の国に影響を及ぼす。にもかかわらず、監督業務は国毎に行われており、その統一化が課題であった。ベルギー、オランダ、ルクセンブルグで事業を行っ

ていたFortis、フランスとベルギーで事業を行っていたDexiaの経営破綻のケースは、国境を挟んで各国がそれぞれの処理を行い、調整に時間がかかったことが問題視された。

以上のような課題への対応として、2012年5月、欧州委員会は銀行同盟の創設を提唱した。2012年6月末の欧州首脳会議では、2012年末までに統一した銀行監督システムを創設すること、その設立を前提に、欧州金融安定ファシリティア（EFSF）もしくはESM<sup>(1)</sup>から直接銀行への資本注入を行うことが合意された。この提案は各国の財政資金からなるESMの資金を銀行に資本注入するに際し、ESMの資本が毀損することを避けるために、当該銀行の健全性監督を統一機関が行うことが望ましいとの考えを基本とするものであった。2013年6月には、ユーロ圏経済財務相理事会（ECOFIN）で、ESMによる直接資本注入は600億ユーロを上限に、遡及適用についてはケースバイケースとすることが決められた。

## 3. 銀行同盟の4本柱

### (1) 統一された銀行の健全性規制： 単一ルールブック（Single Rulebook）

EUの金融機関にかかわる健全性規制の統一化を図るため、2009年に欧州理事会の合意で単一ルールブックの検討が開始された。現在欧州銀行監督機構（EBA：European Banking Authority）がその作成の責任を負っている。

現状欧州での域内金融機関の健全性規制共通ルールには資本要求指令（CRD：Capital Requirements Directive）がある。この指令そのものは2006年にできたものだが、バーゼル銀行監督委員会による必要自己資本ルールの改定、グローバル金融危機を受けたG20での合意など国際的な金融規制の見直しの動きを踏まえ、改定が重ねられてきた。2011年7月に欧州委員会は第3次改定（CRDIV）を提案。これはバーゼルⅢに対応、資本の量・質の向上、資本バッファー要件の導入、カウンターパーティリスク捕捉の強化などを内容としたものである。

今回の改正では指令の改正（CRDIV）と新規規則（CRR：Capital Requirements Regulation）の2つに分けられ<sup>(2)</sup>、CRRには、①資本、②流動性、③レバレッジ、④カウンターパーティリスク、⑤大口債権、⑥ディスクロージャーなどの規制が盛り込まれている。この規制をより具体的、詳細化したものが単一ルールブックである。CRDIVとCRRは2013年7月に発効した。実施は2014年1月からの予定である。

EBAは「単一ルールブックのQ&Aプロセス」を進め、関係当事者とのコミュニケーションを図ることで、より良い、効果的な規制ルールの構築を目指している。

## (2) 単一銀行監督制度（SSM：Single Supervisory Mechanism）

2012年9月に欧州委員会より単一銀行監督制度（SSM：Single Supervisory Mechanism）についての提案がなされた。根拠法はEUの機能に関する条約（以下EU機能条約）127条6項<sup>(3)</sup>。主な内容は、以下の通りである。

○欧州中央銀行（ECB）がSSM加盟国のすべての銀行の健全性監督機関となる。ただし、中小の銀行については、免許や買収に係る事項以外の監督業務を各国の監督当局に委ねることができる。なお、重要な銀行については、ECBが直接健全性監督を担う。具体的には、銀行の許認可、健全性規制（自己資本、流動性、レバレッジなど）の遵守、金融コングロマリットの監督など。重要な銀行とは、以下の条件のいずれかを満たす約150行で、ユーロ圏の銀行資産の約80%を占める。①資産規模が300億ユーロ超、②資産規模が50億ユーロ以上で設立国GDPの20%超、③国内経済にとって重要性が高いと各国監督当局が判断し、ECBが認めた銀行、④国境を越えた活動が大きいとECBが判断した銀行、⑤公的支援を受けた／もしくは申請した銀行、⑥特別な場合でない限り参加国において重要な上位3行<sup>(4)</sup>。

○各国当局は引き続き日常の監督業務を行う

ほか、ECBに付与された監督業務の準備・実行段階を担う。

○ECBは資本不足のおそれのある銀行に対して、早期介入を行う。

○ECB内部に監督理事会（Supervisory Board）を新設し、金融政策との分離を図る。監督理事会は、SSMの規則やECBの監督政策に関する重要事項の決定を行う。

○ユーロ圏以外のEU加盟国も希望すれば、SSMによる監督を受けることができる。ECBが中核となることで、銀行監督と金融政策の利益相反を懸念する声も根強い。たとえば利上げの局面で、銀行の健全性が問題となった場合の対応、また金融システムの安定を図るために、健全性に問題のある銀行に流動性を供給することはないかなど。しかしこの点については、国際的にみても何が最良かのコンセンサスはない。事例でみると、この銀行監督と金融政策の業務を部分的に分離している国（米国、日本）、完全に別組織の国（オーストラリア、カナダ、中国、スウェーデン、スイス）、一つの機関の下にこの2つの機能を集中しているケース（香港、サウジアラビア、シンガポール）もある。英国では銀行監督業務は1980年代後半に中央銀行（BOE：Bank of England）から金融サービス機構（FSA）に移されたが、2013年には再びBOEに統合された。なおユーロシステムに参加している中央銀行17行のうち11行は銀行監督業務を兼務しており、ノウハウ、人材の面で十分なりソースがある。

## (3) 単一銀行破綻処理制度（SRM：Single Resolution Mechanism）

グローバル危機を受けた国際的な金融監督見直しの一環として、金融安定化理事会（FSB：Financial Stability Board）は「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（2011年10月）を公表した。このなかで、破綻処理は民間負担により実施すべきとの原則が示され、それを反映する形で、2012年6月欧州委

委員会は銀行再生と破綻処理の枠組みに関する指令案（BRRD：Bank Recovery and Resolution Directive）を提案した。BRRDは破綻処理に対する統一ルールによって、各国の破綻処理システムのハーモナイゼーションを狙ったものである。各国の破綻処理当局のネットワークを前提に、当局間の調整・協力を通じて、銀行の破綻処理時の他国への影響を抑え、金融の安定につなげようとするものである。主な内容は以下の通り。

① 銀行の再建・破綻処理計画の策定義務付け

② 当局に対する早期介入権限の付与

③ 破綻処理方式の共通化、各国当局に対するバイルイン<sup>(6)</sup> 権限の付与

破綻処理方法は(a)銀行の部門・事業の一部および全部の売却、(b)ブリッジバンクの設立とその売却、(c)バッドバンクの設立（不良資産の切り離し）、(d)バイルイン（銀行債務の元本削減、株式転換等）。

④ 各国当局の協調、破綻処理基金の設立

クロスボーダーで活動を行う銀行の破綻処理は各国が協調し、EBAが調整。各国当局が破綻処理基金を設立。目標積立額は付保預金残高の1%、10年かけて銀行からの負債の規模やリスクに応じた拠出金によって積み立てる<sup>(7)</sup>。

2013年6月のECOFINでは、バイルインにおける優先順位や各国の裁量権の範囲などの細かな点が決められた。

2013年7月欧州委員会は単一破綻処理制度（SRM）の枠組みに関する規則案を提案した。SRMは、BRRDより一歩進んだ、より中央集権的なシステムであり、①中央での意思決定、②単一破綻処理基金創設により、破綻処理をより迅速かつ低コストで行い、処理に必要な資金をより多くプールすることを可能にし、金融安定化という目的により近付くことを目指す。現行条約では破産処理は加盟国の専管事項となっている<sup>(8)</sup>。SRMの根拠法はEU機能条約114条（単一市場の設立およびその機能のために必要な措置を認めた条項）。具体的な機能は以下

の通りである。

① ECBによる警告

ECBはSSM傘下銀行の経営状況が著しく悪化し、破綻処理が必要と判断した場合、警告を発する。

② 単一破綻処理理事会（Single Resolution Board）の設置

ECB、欧州委員会および関連する当局（当該銀行が本店や子銀行、支店を有する国）をメンバーとする単一破綻処理理事会が、破綻処理の方法や基金の活用などを検討する。

③ 欧州委員会による最終的な破綻処理の決定

単一破綻処理理事会の提案に基づき、欧州委員会が最終的な決定を行う。

④ 当該国当局による破綻処理実施

⑤ 単一破綻処理理事会による破綻処理の監視

単一破綻処理理事会は当該国当局による処理を監視、当局が適切な処理を行わない場合には単一破綻処理理事会が直接介入することができる。

⑥ 単一破綻処理基金の設置

SSMに参加する国（ユーロ国+任意で参加する非ユーロ国）のすべての銀行の拠出によって積立て、BRRDに基づく各国の破綻処理基金を置き換える。基金の目標積立額は、加盟国全体の銀行の付保預金残高の1%、2011年時点の数値でみると約550億ユーロとなる。発効後10年間で積立てる。

欧州理事会はSRM案について2013年末までの合意をめざす。

#### (4) 預金保険制度のハーモナイゼーション (DGS：Deposit Guarantee Scheme)

EUでは1994年の預金保険指令（DGSD：Deposit Guarantee Scheme Directive）によって、各国の預金保険制度に最低限のハーモナイゼーションが求められている。2009年の指令で、保護限度額は当時の2万ユーロから2010

年6月に5万ユーロに、2010年12月に10万ユーロに引き上げられた。現行制度は各国の裁量範囲が大きく、国による制度の差が金融市場の安定を阻害することから、2010年7月にはDGSDの改正案が出された。この改正は、①各国の制度のハーモナイゼーション（対象範囲、払い戻し手続きなど）、②預金者への払い戻し期間短縮（5営業日以内、2016年までは20日以内でも選択可。その場合でも5,000ユーロは5営業日以内）、③十分な規模の預金保険基金の確保（付保預金の1.5%、積立期間は15年。リスクを反映した可変保険料率の導入<sup>(9)</sup>）などが主な内容であった。この改正は、欧州議会とEU理事会の間で合意ができておらず、まだ実現はしていない。

なお、DGSD改正案提出時の欧州委員会のレポートによれば、汎EUの預金保険制度については、①単一預金保険機関の創設、②追加的にEUレベルの預金保険スキームを作る、③既存の各国システムのネットワーク化（相互借入の制度を含む）の3つが検討された。同レポートは、「①はコスト面で効率化が期待され、最も有力な候補であるが、法的な問題が残るため、2014年までにさらに議論を進める<sup>(10)</sup>。②は制度をさらに複雑にするだけで望ましくない。③は①より制度創設にかかわる法的ハードルは低く、第1ステップとしては③が望ましい。相互借入制度が認められれば、預金者の信認も高まる」としている。なお、欧州委員会の改正案には2020年の実現を目指し、相互借入制度が含まれている。

#### 4. 銀行同盟に期待される効果

欧州の金融機関のバランスシートが劣化し、金融システムへの信認が揺らいでいるなかで、銀行監督の一元化は各国の監督当局への信認の違いから分裂の危機に陥っている金融市場を救うことになる。ECBの監督理事会が各国の監督当局との協力のもと、厳しい資産評価を行い、適正に処理することで、投資家や預金者の金融機関への信頼を回復し、金融市場を再統合する。

それにより、金融機関の貸出能力も回復し、ECBの金融政策の波及を可能にする。

EUの非ユーロ国にとっても、金融市場の統合を進め、より効率的で安定的な金融システムを作り上げる効果が期待される。特に国内で、ユーロ圏の銀行のプレゼンスが高い東欧諸国にとっては、国として銀行同盟に参加するしないにかかわらず、影響を受けることになる。

#### 5. 今後のプロセス・課題： より完全な銀行同盟にむけて

銀行同盟の主要な柱のうち、最も早く実現が期待されていたSSMについては、当初の予定では2012年末までに手続きを終え、2013年初から稼働の予定であったが、手続きは遅れている。2013年9月ようやくSSM協定案が欧州議会で可決された。11月には発効の見込みで、その1年後の2014年11月にはECBによる銀行の直接監督が開始される。

それに先立ち、ECBはSSM監督傘下に入る銀行の包括査定の準備を進め、10月には包括査定の詳細と対象128行（ユーロ圏銀行の資産の85%を占める）のリストが公表された。包括査定は①リスク評価（流動性、レバレッジ、ファンディング）、②資産の質の評価、③ストレステストからなる。ECBは各国当局と協力して11月より包括査定を開始し、2014年10月に結果を公表する予定となっている。なおストレステストは2014年入り後EBAによる全EUを対象としたストレステストと一体となって行われる。過去にEBA（およびその前身である欧州銀行監督委員会：CEBS）の下で行われたストレステストが、その後の対象銀行の破綻を予見できず、投資家や預金者の銀行監督・銀行セクター全体への懸念につながったことは記憶に新しい<sup>(11)</sup>。ECBによる査定は、監督当局としてのECBへの信認を占う重要な一歩となる。

ECBの査定結果次第では資本不足となる銀行が出てくる可能性がある。資本増強に際しては、銀行による自力調達が見込まれるが、自力の

銀行同盟：今後のスケジュール

| 4本柱  | 項目                   | 対象                 | 欧州委員会提案 | 加盟国合意     | 欧州議会採択    | 実施時期    |
|------|----------------------|--------------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 規制   | 必要資本指令／規則（CRDIV/CRR） | 全 EU               | 2011/07 | 2012/05   | 2013/04   | 2014/01 |
| 監督   | 単一銀行監督制度（SSM）        | ユーロ国＋<br>非ユーロ国（任意） | 2012/09 | 2012/12   | 2013/09   | 2014/11 |
| 破綻処理 | 銀行再生・破綻処理指令（BRRD）    | ユーロ国＋<br>非ユーロ国（任意） | 2012/06 | 2013/06   | 2013 末（予） | 2015/01 |
|      | 単一銀行破綻処理制度（SRM）      | 全 EU               | 2013/07 | 2013 末（予） | 2014 春（予） | 2015/01 |
| 預金保険 | 預金保険指令（DGSD）         | 全 EU               | 2010/07 | 2011/06   | ??        | ??      |

（資料） 欧州委員会リリースその他各種報道より作成

みでは十分な資本増強ができないおそれがあり、その場合に資本補填するセーフティネットの存在が大変重要である。金融市場の動揺を招かないためにも各国当局による事前コミットメントが必要であろう。

SRM については、2013 年内に合意に達することが目途とされ、欧州議会の現会期中（2014 年春）に採択、2015 年 1 月から稼働開始が可能とされている（2013/6 欧州理事会）。しかし、解決すべき問題はまだ残る。たとえば欧州委員会案について、ドイツは意思決定に関しての欧州委員会の役割が大きすぎると反発している。欧州委員会は、破綻処理理事会は法的に最終決定を行う権限をもたないためと説明している。

国内に脆弱な金融機関をかかえ、ESM からの支援に頼りたい南欧を中心とした諸国は迅速な銀行同盟の稼働開始を望んでいる。他方、EU の最大の支援者であるドイツ国内では、銀行同盟は南欧の銀行を北部の納税者の犠牲によって救済するものとの批判も強い。9 月の総選挙で勝利したものの過半数には届かず、連立工作をめぐる議論が続くメルケル政権にとっても頭の痛い問題である。非ユーロ国では、銀行同盟によりユーロ圏が結束を強めることに伴う自国の不利を懸念する英国と、ユーロ圏の銀行との結びつきが強い東欧諸国では立場を異にする。今後の交渉にはまだ紆余曲折があろう。

また、預金保険制度を統合するための単一預金保険基金構想については、安定的に運営するには、最終的なセーフティネットとして財政による裏付けがあることが望ましく、EU レベルでの財政資金もしくは各国の負担についての事

前コミットメントが必要である。この点についての合意は非常に困難が予想される。こうしたなか、前述のように欧州委員会は単一預金保険機関の創設が効率的で望ましいとしつつも、当面の目標を各国の預金保険制度のハーモナイゼーションにおいている。このため、銀行同盟は当面不十分なままで開始されることになる。

SSM については、手続きの迅速化を図るため、根拠法として EU 機能条約 127 条 6 項が適用された。この条項は ECB に金融政策の枠組みのなかで監督権限を付与することを規定したもので、この結果、厳密には金融政策と監督政策との分離ができていない。この点は今後問題化・訴訟に発展するおそれもあり、長期的には条約改正にまで踏み込むべきとの指摘（IMF レポート）もある。また、SSM への非ユーロ国の参加については、SSM の意思決定に際し、非ユーロ国の声が十分に反映されない（非ユーロ国は監督理事会には参加できるが、ECB の最高意思決定主体である政策理事会には非ユーロ国は参加できない）という問題も残る<sup>(12)</sup>。

\* \* \* \* \*

長い目でみれば、銀行同盟は欧州が目指す、①金融枠組みの統合、②予算枠組みの統合、③経済政策の統合、④民主政治の正当性と説明責任という統合の深化<sup>(13)</sup> にむけてのプロセスのなかで、①の金融統合の根幹部分となる。ゴールはまだ遠い先かもしれないが、まず一步を踏み出した欧州のリーダー達の努力は称賛に値しよう。パズルのピースを埋めるように一つずつ積み上げていくことで、当初は到底無理に見え

ていたことを実現していく。それが欧州の歴史だったことを忘れてはならない。

#### 《注》

- (1) 緊急時の金融支援システムである欧州金融安定ファシリティ (EFSF) は時限措置として 2010 年 6 月に創設された。時限措置である EFSF を引き継ぐものとして、恒久機関としての欧州安定メカニズム (ESM) が 2012 年 10 月に稼働開始した。EFSF は 2013 年 6 月をもって新規業務を終了し、ESM が唯一のユーロ圏のセーフティネットとなった
- (2) EU 法において、指令 (directive) は加盟国に対してある目的を達成することを求めるものの、その方法までは定められないような法の形態。加盟国は指令を受け国内で適切な法令を採択するが、その際に一定の裁量を与えられる。一方規則 (regulation) はそれ自身が執行力を持ち、国内において立法手続きを必要としない。
- (3) EU 機能条約 127 条 6 項：EU 理事会は、欧州議会と欧州中央銀行に諮問したうえで、銀行を含む信用機関およびその他金融機関（保険会社を除く）の健全性監督に係る政策に関して特別な役割を欧州中央銀行に対して、全会一致による特別立法手続きにより付与する。
- (4) 当初の欧州委員会案ではユーロ圏の全銀行 6,000 行あまりをすべて監督対象とすることになっていたが、事務量などの物理的問題や、政治的配慮（国内に多くの中小銀行をかかえるドイツは反対）などもあり、ECB が直接監督するのは大手行のみとなった。ただし、ECB は SSM 加盟国すべての銀行の監督機関であり、必要に応じて、いつでも各国当局に委託した中小の銀行の監督権限を ECB に戻すことができる。
- (5) 銀行破綻処理に必要なコストを、銀行の株主や債権者の負担あるいは銀行業界が自ら拠出する破綻処理基金や預金保険基金などで賄う。
- (6) ベイルインとは、減資、債務の減免または自己資本への転換などを実施し、債務者の抱えた損失を株主および債権者の負担によって処理すること。これに対し、財政資金など第三者の負担によって、株主や債権者が守られることをベイルアウトと言う。欧州でのベイルインは 2018 年 1 月より適用されることになっている。
- (7) 2013 年 6 月の ECOFIN では破綻処理基金の目標積立額は付保預金額の 0.8% に引き下げられた。各国当局は、金融機関の拠出によって財源が確保されれば、必ずしも破綻処理基金を設立しなくてもよい。破綻処理基金は預金保険基金と一体として管理することもできるが、その場合でも基金合

計額が必要額を下回らないようにする。

- (8) 米国では破産処理は数少ない連邦政府の専管事項の一つである。
- (9) 「汚染者負担原則 (polluter pays principle)」に基づき、リスクが高い銀行は普通の銀行より高い保険料率を求められる。
- (10) 欧州委員会によれば、単一預金保険機関を創設した場合、管理コストの削減は EU 全体で年間 40 百万ユーロにもなる。また預金保険基金の規模が大きくなることで、大型の銀行破産があってもそのインパクトは個別国の預金保険基金の場合より相対的に小さいことがメリットである。
- (11) EBA には金融機関に対する直接監督権限が与えられておらず、ストレステストについても各国当局の情報に頼らざるを得なかったこと、また各国政府から EBA に政治的圧力があつたとの見方もある。
- (12) なお、非ユーロ国からは、SSM 創設に伴い、EU の銀行監督機関である EBA の機能が形骸化し、SSM に入らない非ユーロ国の発言権が低下するとの懸念もある。しかし EU の単一ルールブック作成は EBA の専管事項とされており、この点での EBA の重要性は揺らいでいない。また EBA 内部での非ユーロ国の利害が不当に侵害されることを防ぐために、今回の EBA 規則改正で、EBA の意思決定において、SSM 参加国と非参加国それぞれで単純多数決を求める二重多数決が採用されることになる。
- (13) ファンロンパイ欧州理事会議長「真の経済通貨同盟にむけて：Towards a genuine Economic and Monetary Union」2012/6/26

#### 参考文献

- IMF Staff Team, A Banking Union for the Euro Area, IMF Staff Discussion Note, 2013/2
- Nicolas Veron, A Realistic Bridge Toward European Banking Union, Bruegel Policy Contribution 2013/6
- The CityUK, "Report of the CityUK seminar on European Banking Union", 2013/1 鈴木敬之「EU における銀行同盟の議論」預金保険機構 2013/5
- 井上武「欧州における銀行監督を巡る最近の動向」金融庁金融研究センター 2013/6
- Joeg Asmussen, Member of the Executive Board of the ECB, Building Banking Union (Speech) 2013/7
- 欧州委員会、欧州中央銀行プレスリリース各号。